

議案第67号

みやき町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月10日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、家庭廃棄物のうち粗大ごみの収集運搬について、運搬手段を持たない世帯等の増加に対応し、臨時粗大ごみ収集事業を実施することに伴い、みやき町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

みやき町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年みやき町条例第84号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「し尿収集運搬手数料については、」を削り、「法第7条第12項の規定により、」の次に「臨時粗大ごみ収集については、町の委託を受けた者が徴収し、し尿収集運搬手数料については、」を加える。

別表第1 ごみ処理手数料の項を次のように改める。

ごみ 処 理 手 数 料	町長 が 指 定 す る ご み 容 器	燃やせるごみ用ごみ袋（大）	1枚につき	40円
		燃やせるごみ用ごみ袋（小）	1枚につき	25円
		金属類用ごみ袋（大）	1枚につき	40円
		金属類用ごみ袋（小）	1枚につき	25円
		ガラス類・陶磁器類用ごみ袋（大）	1枚につき	40円
		ガラス類・陶磁器類用ごみ袋（小）	1枚につき	25円
	粗大ごみシール	1枚につき	200円	
臨時粗大ごみ収集	1台につき （2tトラック）	8,000円		

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

	器	ガラス類・陶磁器類用ごみ袋 (大)	1 枚につき	40円
		ガラス類・陶磁器類用ごみ袋 (小)	1 枚につき	25円
	粗大ごみシール		1 枚につき	200円
	臨時粗大ごみ収集		1 台につき (2 t トラック)	8,000 円
し尿収集運搬手数料	従量制	くみ取り料	1 リットル当たり	13円99 銭

	器	ガラス類・陶磁器類用ごみ袋 (大)	1 枚につき	40円
		ガラス類・陶磁器類用ごみ袋 (小)	1 枚につき	25円
	粗大ごみシール		1 枚につき	200円
し尿収集運搬手数料	従量制	くみ取り料	1 リットル当たり	13円99 銭